

第 41 号議案

愛南町住民参画推進条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町住民参画推進条例の一部を改正する条例
愛南町住民参画推進条例(平成 21 年愛南町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 2 号中「3 割以上」を「4 割以上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

条例第 10 条第 2 項第 2 号に規定する委員会等の男女の構成比率「それぞれ 3 割以上」を第 3 次愛南町男女共同参画推進計画の目標値に合わせて「それぞれ 4 割以上」とするため。

愛南町住民参画推進条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第9条 略 (委員会等の構成) 第10条 第1項略 2 町は、前項各号に掲げる場合により特定のものを委員に充てたときを除いて、次に定める事項に留意しなければならない。 (1) 略 (2) 委員会等の男女の構成比率は、それぞれ <u>3割以上</u>となるよう努めること。 (3) 略 以下 略</p>	<p>第1条～第9条 略 (委員会等の構成) 第10条 第1項略 2 町は、前項各号に掲げる場合により特定のものを委員に充てたときを除いて、次に定める事項に留意しなければならない。 (1) 略 (2) 委員会等の男女の構成比率は、それぞれ <u>4割以上</u>となるよう努めること。 (3) 略 以下 略</p>